

### 議事要旨(3) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

#### 全般的な進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 現時点の検討状況を考慮すれば、次に公表する文書の目標時期に関する事務局の提案（2017 年上期中）は理解できるが、IFRS 第 15 号の強制適用日との整合性から、12 月決算企業の 2018 年 12 月期からの早期適用についての説明や移行措置の検討が必要ではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 次に公表する文書の目標時期の記載については、変更することを検討する。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 便法の使用を個社による選択適用としてしまうと、我が国における同一業種の企業間の財務諸表の比較可能性が損なわれる可能性があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 便法の使用については、我が国における同一業種の企業間の財務諸表の比較可能性が損なわれないことを目的に検討することを考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 個別財務諸表は税務と関係するため、日本基準の開発スケジュールが遅くなることにより不利益を受ける関係者が多いか不明であり、仮にその関係者が極めて限定的であれば、基準開発を拙速に進める必要はないのではないかと考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 今回の会計基準の開発に対しては、IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業の個別財務諸表の会計処理に対するニーズが聞かれているが、一方で、会計基準の開発を拙速に進めるべきではないという意見もあるため、目標時期を掲げつつも、慎重に検討していくことになると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 日本基準の開発と IFRS 第 15 号のエンドースメント作業との関係や検討範囲の違いについて、明確にする必要があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準の開発の方がエンドースメント作業より検討の粒度が細かく、エンドースメント作業部会における検討の結果によって、日本基準の開発が制約を受けることはないと考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 次に公表する文書の目標時期については、会計基準の全体的なイメージを見てから判断することがよいのではないか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 現時点では、まず公開草案を来年上期中に公表することを目標とし、公開草案の公表が近い段階で、会計基準の適用時期を見直すことがよいのではないか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- なるべく早く開発する日本基準の全体像のイメージを提示しつつ、議論を進めていきたいと考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局の提案内容は作成者である企業のニーズのみを勘案しているように読めるため、それだけではないことを説明するのがよいのではないか。
  - これまで我が国で行われた実務等に配慮すべき項目がある場合に「便法」を追加するという表現は、現行の日本基準における実務よりも、IFRS 第 15 号の方が優れた会計処理であるという印象を与えかねないため、他の表現を検討することがよいのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 表現を見直すことを検討する。

以 上